

伊予市公共工事の前払金等取扱要綱

平成26年5月12日

伊予市告示第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）に係る前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）の取扱いについて、伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号。以下「規則」という。）第314条及び第314条の2に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前払金等の対象)

第2条 前払金等の支払の対象となる公共工事は、法第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事とし、前払金等の限度額は、次のとおりとする。

区分		限度額	
		前払金	中間前払金
1	設計金額が1件200万円超の土木・建築に関する工事。ただし、中間前払金については設計金額500万円以上で、既に前払金の支払がなされている工事	請負金額の10分の4以内の額。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	請負金額の10分の2以内の額。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
2	設計金額が1件200万円超の土木・建築に関する工事の設計及び調査並びに測量	請負金額の10分の3以内の額。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	支払対象としない。

(中間前金払の制限)

第3条 中間前金払が行われた公共工事については、規則第314条の2第5項ただし書に規定する場合を除き、部分払は行わない。

(前払金の請求)

第4条 受注者は、前払金の請求を行うときは、市との請負契約締結後、請負代金一部前払請求書（様式第1号）に法第2条第4項に定める保証事業会社が発行する前払金保証証書の原本（以下「保証証書」という。）を添えて市長に請求しなければならない。

(中間前払金の請求)

第5条 受注者は、中間前払金の請求を行うときは、あらかじめ、中間前金払認定申請書(様式第2号)及び工事履行報告書(様式第3号)を市長に提出し、規則第314条の2第3項各号に規定する要件の適合に係る認定を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による認定請求があったときは、当該認定請求を受理した日から7日以内に、認定の結果を中間前金払認定・却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、当該認定請求の補正に要した日数は処理期間に含めない。

3 受注者は、前項の規定により認定の通知を受けたときは、請負代金一部前払請求書(様式第1号)により市長に中間前払金を請求しなければならない。

(前払金等の支払)

第6条 市長は、前払金等の請求があった日から起算して30日以内に、当該請求に係る前払金等を支払うものとする。

2 前払金等の支払は、保証証書に記載された預託金融機関に対する振込により行うものとする。

(保証証書の保管)

第7条 保証証書は当該請負契約書とともに保管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前までに、規則の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月31日告示第43号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示第59号)

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事から適用する。